

[事案 29-154] 既払込保険料返還請求

・平成 30 年 3 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から 10 年後の満期時に元本が保証されるとの説明を受けたことを理由に、一時払保険料等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

証券会社を募集代理店として平成 19 年 7 月に契約した変額個人年金保険について、契約時、募集人から、株価が変動しても、10 年後の満期時には元本が保証されるとの説明を受けたことから、契約後 10 年経過した現在、一時払保険料と生じている場合には運用益を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人が、申立人の主張するような説明をした事実はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の説明状況等を把握するため、申立人、契約時同席していた申立人の子および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。